

情報機器作業（旧 VDT 作業）のガイドラインの概要

“一定時間以上の拘束性のある作業”を重点管理

従来のVDT作業に関するガイドラインの名称を「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に改名し厚生労働省から公表（令和元年7月）されました。

詳細はガイドラインを確認ください。

ガイドラインのポイント

- ①重点管理が必要な作業は「作業時間*¹または作業内容に相当程度の拘束性*²があると考えられる」作業 <作業例はガイドラインの別紙参照>
- ②健康診断（旧VDT健診）対象者は「作業時間または作業内容に相当程度の拘束性があると考えられる者」及び「自覚症状を訴える者」
- ③どのような対策するかは、事業場内で検討の上決定する

ガイドラインの主な内容

作業の名称	情報機器作業
対象作業 対象機器	<ul style="list-style-type: none">・ 事務所で行われる情報機器作業・ ディスプレイを備えた機器（キーボードを備えていない機器も対象）・ パソコンやタブレット端末等の情報機器を使用して、データの入力・検索・照合等、文書・画像等の作成・編集・修正等、プログラミング、監視等の作業 など
管理のための 作業区分	<p>次の2区分</p> <p>①作業時間*¹または作業内容に相当程度の拘束性*²があると考えられる作業</p> <p>②その他の作業</p> <p>* 1 重点管理が必要な「作業時間」とは1日おおむね4時間以上</p> <p>* 2 「拘束性がある作業」とは</p> <ul style="list-style-type: none">・ 作業中常時ディスプレイを注視する、または入力装置を操作する・ 作業中自身の裁量で適宜休憩を取ることや、作業姿勢を変更することが困難である・ 頭（目）、手の位置、体の動きの制限される・ 作業への精神的な負荷（身体の拘束、作業量が多いなど）がある <p>* 2 「作業時間に拘束性がある」とはノルマや厳格な期限などがある場合など</p>
区分の判定	<p>作業形態に応じ事業場で判断する</p> <p><「拘束性」の判定></p> <p>「拘束性」が強いかどうかの判断は容易ではない場合が少なからず</p>

	ある。作業者が気付かない場合もあり、個人差も大きいことから、産業医など衛生担当者等の客観的な観察で判定する
区分ごとの対策	下表参照
対策の検討及び進め方に当たっての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・画一的ではなく作業形態ごとに衛生委員会等で審議し、事業場、職場の総意で決める ・そのため には管理体制の確立、安全衛生計画の作成、管理基準の作成が必要

ガイドラインに基づく対策

ガイドラインのNo. 管理項目	1日4時間以上の相当程度の拘束性があると考えられる作業	その他の作業
4 作業環境管理 照明、彩光 椅子、機器 など	○	△
5 作業管理 1日の作業時間 一連続作業時間 休止時間 作業量 など	○	△
6 情報機器等及び作業環境の維持管理 点検、清掃 など	○	△
7 健康管理 健康診断	○	△ ○自覚症状を訴えるもののみ
8 教育 作業従事者への教育 管理者への教育	○	△

○実施する

△原則として実施する